

令和5年度 伊賀市防災会議 会議録

開催日時	令和6年2月13日（火）開会：午前10時00分 閉会：午前11時30分
開催場所	伊賀市ゆめぼりすセンター 2階 大会議室
委員出欠	出席委員25名、代理出席7名、欠席委員7名
出席委員	<p>伊賀市長 伊賀市副市長 伊賀市上下水道事業管理者 伊賀市教育長 伊賀市消防長 伊賀市立上野総合市民病院看護部長 三重県伊賀地域防災総合事務所危機管理地域統括監兼所長 伊賀市議会議長 伊賀市消防団長 伊賀市消防団女性分団長 気象庁津地方気象台長 陸上自衛隊第10師団第33普通科連隊第1中隊長 独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社関西線区長 中部電力パワーグリッド株式会社伊賀営業所長 伊賀鉄道株式会社上野市駅長 上野都市ガス株式会社常務取締役保安工務部長 株式会社アドバンスコープ代表取締役社長 伊賀ふるさと農業協同組合理事 日本郵便株式会社上野郵便局長 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会統括マネージャー 社団法人三重県トラック協会伊賀支部長 伊賀市男女共同参画ネットワーク会議会長 伊賀日本語の会代表 伊賀市男女共同参画人材バンク 国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所副所長（代理出席） 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所副所長（代理出席） 三重県伊賀警察署警備課長（代理出席） 三重県名張警察署警備課長（代理出席） 西日本電信電話株式会社三重支店災害対策室担当課長（代理出席） 近畿日本鉄道株式会社名張駅長（代理出席） 伊賀上野ケーブルテレビ株式会社取締役技術部長（代理出席）</p>
欠席委員	<p>伊賀市総務部長 三重交通株式会社伊賀営業所長</p>

	<p>上野商工会議所会頭 伊賀市商工会女性部長 社団法人伊賀医師会長 社団法人名賀医師会理事 島ヶ原地域まちづくり協議会長</p>
事務局	<p>伊賀市危機管理監兼防災危機対策局長 伊賀市防災危機対策局次長 伊賀市防災危機対策局職員 3名</p>
議事項目	<p>1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 (1) 報告事項 修正課程の報告について (2) 協議事項 伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）及び水防計画の修正について 伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について 伊賀市地域防災計画（資料編）及び伊賀市水防計画（資料編）の修正について 4. その他</p>
<p>会議録 事務局（次長）</p>	<p>1. 開会 定刻が参りましたので、ただ今から、「令和5年度伊賀市防災会議」を開催させていただきます。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、伊賀市防災危機対策局の城北でございます。よろしくお願いいたします。 早速ではございますが、この会議の委員定数39名の内、現在32名の参加をいただいております。「伊賀市防災会議運営要綱」第2条第2項により半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 また、同運営要綱第3条第2項により、委員様にご欠席の場合は、その代理の方を委員とみなすとされていますことをご報告させていただきます。 本日の会議終了予定時刻はその他の項を含めまして、11時30分を予定しております。また、その他の項におきまして、能登半島地震の被災地支援といたしまして、当局職員が1月14日から1月19日まで、輪島市で避難所運営の支援を行ってまいりました。被災地や避難所の様子について、派遣職員よりご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>2. あいさつ それでは、当会義の会長であります岡本市長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長（市長）	<p>本年度の伊賀市防災会議の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。</p>

元旦には能登半島で痛ましい震災が発生いたしました。ニュースやインタビューを見るたびに心を痛めるところであります。伊賀市においても、72名の職員が交代で応援に行っています。給水車を派遣した際には、全国のテレビにも紹介していただきました。何故かという、淡々と給水しているだけでは心が痛むのでお声をかけていたことが取り上げられたということです。

伊賀市でも過去には安政の伊賀上野地震がありました。最近では南海トラフ地震のことをしばしば耳にするようになりました。能登の震災が決して他人ごとではないということを実感しております。また応援に行った職員の貴重な体験を今後活かすようにしていきたいと考えているところであります。

本日は、防災会議ということで出席をいただきました。女性の方にも多く出席をいただいております。震災時には女性の活躍が望まれるということですので大変良い傾向であると思っております。

今日は、委員の皆さんからいただいた意見を反映させ作成した、伊賀市地域防災計画の「風水害等対策編」、「震災対策編」、「水防計画」、「資料編」の内容について説明させていただきます。本計画がより良い計画になりますよう、審議をお願いします。以上、簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

事務局（次長）

ありがとうございました。

○資料の差替え

続きまして、議事に入らせていただく前に、申し訳ございませんが、資料の差替えをお願いいたします。

「伊賀市地域防災計画修正の概要」につきまして、事前にお配りした資料では、【地域防災計画の主な修正・確認事項】①から⑨の項目の順番に記載しておりましたが、より分かりやすくするために、今回修正を行い、ページ数の順番に記載しました。また、内容に訂正箇所がありましたので、本日お配りした「伊賀市地域防災計画修正の概要」に差替えをお願いいたします。

○資料の確認

資料につきまして、事項書裏面の配布資料一覧に基づいて、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

事前に配布させていただいた資料でございますが、「伊賀市地域防災計画修正の概要（案）」、「伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）」、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）」、「伊賀市水防計画」、「伊賀市地域防災計画（資料編）伊賀市水防計画（資料編）」を配らせていただいております。

また、本日配布させていただいた資料でございますが、「伊賀市防災会議委員名簿」、本日の「出席者名簿」、「座席表」、「伊賀市防災会議条例」、「伊賀市防災会議運営要綱」、「伊賀市地域防災計画修正の概要」を配らせていただいております。

資料の不足がございましたら、お手数ですが挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

<p>会長（市長）</p>	<p>○議長及び会議公開の確認</p> <p>続きまして、議事に入らせていただきますが、「伊賀市防災会議運営要綱」第2条第1項の規定に基づきまして、会長が議長となることとなっております。</p> <p>また、同要綱第2条第3項で、「議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっておりますので、申し添えます。</p> <p>また、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、本日の会議は公開とさせていただきます。</p> <p>また、会議録を作成し、ホームページで公開させていただきますので、議事内容を録音させていただきますことに、あらかじめ、ご了解をお願いします。</p> <p>それでは、ここからの議事進行を会長にお願いいたします。</p> <p>3. 議事</p> <p>円滑な議事運営に、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>3 議事（1）報告事項の「修正過程の報告について」事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（職員）</p>	<p>本日配布させていただきました「伊賀市地域防災計画 修正の概要」をご覧ください。</p> <p>今回の伊賀市防災会議に提出しました、地域防災計画の修正案につきましては、業務委託により国際航業株式会社様に修正業務の支援をいただき、「伊賀市地域防災計画 修正の概要」にあります「令和5年度 伊賀市地域防災計画 修正方針」として、①近年の関連法令・計画等の策定・改定状況との整合性、②三重県地域防災計画の整合性、などご覧の4点を修正方針とし、3ページにあります主な修正・確認事項を、①防災の基本理念及び各主体の基本的役割の明確化、②応援・受援体制の強化、③地域防災力の向上及び継続・発展など、9項目としています。</p> <p>また、修正にあたりましては、令和5年2月修正の伊賀市地域防災計画を基本に、修正方針との整合性を図ったうえで、修正素案を作成し、令和5年11月1日から14日の間に伊賀市の全組織に修正素案に対する意見提出をお願いしました。</p> <p>また、庁内からの意見を反映した修正素案を作成した後、令和5年12月1日から12月22日の間に、伊賀市防災会議委員のみなさんに修正素案に対するご意見をいただいて、本日の資料として地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、水防計画）をまとめております。</p> <p>以上 令和5年度 伊賀市地域防災計画の修正過程の説明とさせていただきます。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>続きまして（2）協議事項の「伊賀市地域防災計画（風水害対策編）及び水防計画の修正について」事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（職員）</p>	<p>防災危機対策局の前川です。よろしく申し上げます。</p> <p>地域防災計画修正の説明につきましては、本日お配りしました伊賀市地域防災計画修</p>

正の概要の主なものと防災会議委員等からの意見も踏まえて、説明させていただきます。

まず初めに、風水害等対策編と水防計画について説明させていただきますが、風水害等対策編と震災対策編で同様の修正を行った箇所がございます。説明では、概要の頁、風水害等対策編の頁、同じ修正箇所がある場合の震災対策編の頁、修正内容の概要の順に説明させていただきます。

それでは説明に移らせていただきます。

概要 P 4、風水害等対策編 P 1、震災対策編の P 1 では、庁内意見を踏まえ、風水害等対策編と震災対策編の整合性を図るため、第 3 項 計画の基本方針に、災害への対処するため、市・県・関係機関・市民・地域が結合し、防災計画の推進を図り、生命・身体及び財産を保護することを目的に市民自らの運動に発展するように計画することを追加しています。

同じく、概要 P 4、風水害等対策編 P 6～13、震災対策編 P 6～14 では、県計画を踏まえ、各機関における業務の記載内容を修正しています。

概要 P 4 から P 5 を含め、風水害等対策編 P 14～20 の「第 3 章 伊賀市の特質及び既往の風水害等の状況」及び震災対策編 P 15 から P 19、「第 3 章 伊賀市の特質及び既往の地震災害の状況」では、章全体にわたり、図表や数値を最新の数値に修正しています。

概要 P 6、風水害等対策編 P 25、震災対策編 P 37、「市が実施する対策」「1 市民を対象とした対策」の(1)地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用」では、防災会議委員の意見を踏まえ、防災人材に外国人防災リーダー等を含めて育成を図ることを追加しています。

同じく、概要 P 6、風水害等対策編 P 33、震災対策編 P 45、「2 NPO・ボランティア等を対象とした対策」では、防災基本計画及び防災会議委員の意見を踏まえ、「(2) ボランティア活動環境の整備」を追加して、ボランティア活動環境の整備・強化を推進することとしています。

概要 P 7、風水害等対策編 P 42、震災対策編 P 55、(2) 避難情報の周知では、防災会議委員の意見を踏まえ、前文に、「さらに、障がい者や外国人住民など避難情報の把握や理解が困難な要配慮者への配慮に努める」ことを追加しています。

概要 P 7～8、風水害等対策編 P 46、震災対策編 P 59～60 の「(6) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備」の「ア 個別避難計画の策定」では、防災基本計画を踏まえ、「なお、以降に、個別避難計画は、避難行動要支援者名簿を基に優先度の高い者から、避難支援等関係者と連携して作成に努めることや計画の更新や管理、避難訓練の実施等一層図ることなどを追加しています。また、風水害等対策編 P 47、震災対策編 P 60 では、エ 被災者支援業務の迅速化・効率化の項目を追加し、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。」こととしています。

概要 P 9、風水害等対策編 P 48、震災対策編 P 61 では、防災会議委員の意見を踏まえて、「(11) 外国人住民への対策」を追加し、「災害時における外国人住民への避難情報の提供や平常時から災害時の通訳ボランティア等の育成、日本語を話せる外国人との協力

体制の確立、外国人住民参加の避難所訓練の実施など、外国人住民への支援体制を強化することに加え、災害時の多言語情報提供ツールとして、伊賀市防災・情報アプリ HAZARDONなどを外国人住民に周知し、避難情報等の共有に努めることとしています。また、災害時に使えるツールの例として、伊賀市防災・情報アプリ HAZARDONをはじめとする5つのツールを例示しています。

概要 P11、風水害等対策編 P52、市が実施する対策として「(7) 要配慮者利用施設の洪水対策」を追加し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称・所在地、洪水予報の伝達方法を定めることや施設管理者による避難確保計画の策定及び避難訓練結果の確認を行うこととしています。

少し飛びますが、概要 P15、風水害等対策編 P74、震災対策編 P90、1 市における対策の(1) 災害時物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築では、防災基本計画を踏まえて、「可能な限り要配慮者、女性、子ども等に配慮する」ことなどを追記しています。また、風水害等対策編 P75、震災対策編 P91、3 市民対象とした対策の(1) 家庭における災害用備蓄の促進では、「市民に対して各家庭において3日以上できれば7日分の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかけることに加え、「特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については、供給が困難となる場合が想定されるため、各家庭の事情に応じた備蓄を行うよう促進する」ことを追加しています。

同じく、概要 P16、風水害等対策編 P77、震災対策編 P94、「市が実施する対策」では、防災会議委員(県伊賀事務所)の意見を踏まえ、「1 上水道施設(市管理)等を対象とした対策」と「2 下水道施設(市管理)を対象とした対策」に「(4) 長期停電への対策」を追加しています。また、風水害等対策編 P78、震災対策編 P95、<電気事業者の対策>、「1 設備面の災害予防」のでは、県計画を踏まえ、「(3) 長期停電への対策」と「5 倒木等への対策」を追加しています。続いて、風水害等対策編 P80、震災対策編 P98、<固定通信事業者・移動通信事業者の対策>にも、「5 倒木等への対策」を追加しています。

概要 P17、風水害等対策編 P86、震災対策編 P104、「市が実施する対策」の「1 市災害廃棄物処理計画」では、「災害廃棄物に関する情報に関して、ホームページ等において公開するなど周知に努める。」ことを追加しています。続いて、風水害等対策編 P87、震災対策編 P105には、防災基本計画を踏まえて、「4 災害廃棄物等処理体制の整備」を追加し、防災ボランティア活動の環境整備に努めることとしています。なお、「伊賀市災害廃棄物処理計画」については、2016年7月に策定しており、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を行い、市民の生活環境を保全し、地域の早期復旧・復興を行うこととしています。

同じく、概要 P17、風水害対策編 P96、震災体躯編 P115では、(1) 伊賀市災害対策本部組織図及び(2) 所掌事務を資料編 P176から P84に移動し、新たに人権生活環境部に外国人支援班を設置し、外国人の方々への情報伝達や避難支援を行うこととしています。

概要にはありませんが、風水害対策編 P101、「3 水防警報の発表」では、防災会議委員の意見を踏まえて、水防団(消防団)に修正しています。

概要 P20、風水害対策編 P102 から P103、「[警戒レベル5] 緊急安全確保」発令時の

対応」では、県計画及び庁内意見を踏まえて、全文にわたって修正しています。

概要にはありませんが、風水害等対策編 P106、「ウ 木津川」の表中、「[警戒レベル 4] 避難指示」の基本的な発令基準では、防災会議委員の意見を踏まえ、「川上ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき」を追加しています。また、「(2) 土砂災害に関する避難指示等の発令基準」の表では、防災会議委員の意見を踏まえて、[警戒レベル 3] 高齢者等避難の基本的な発令基準を、「津地方気象台から大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報が警戒レベル 3 相当に該当する警戒（赤色）となったときで、市長が必要と判断したとき」に修正しています。

概要 P20、風水害等対策編 P109 の「(2) タイムラインの意義と伊賀市台風タイムラインの策定」と「2 木津川上流域における避難指示等の発令等に着眼したタイムライン」に基づき策定したタイムラインにつきましては、資料編 P284～P287 に掲載しています。

概要にはありませんが、風水害等対策編 P124、「1 災害時に用いる通信手段の概要」表では、庁内意見を踏まえて、通信手段に MCA 無線を追加し、P126 「(6) MCA による通信を追加し、MCA 無線配置表を資料編 P288 から P290 に掲載しています。

同じく概要にはありませんが、風水害等対策編 P138、震災対策編 P133、「防災関係機関から収集する情報内容」の表では、防災会議委員からの意見を踏まえて、主な情報収集機関を三重県伊賀 LP ガス協議会に修正しています。

また、風水害等対策編 P185、震災対策編 P190、「第 1 項 活動方針」に、個別避難計画を追加し、「地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、要配慮者の安全確保や避難行動要支援者の避難支援等に協力する。」ことに修正しています。

概要 P25、風水害等対策編 P195、震災対策編 P150、「8 救助の実施内容」の「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表を令和 5 年 6 月版に更新して、資料編 P236 から P273 に掲載しています。

同じく、概要 P25～26、風水害等対策編 P197～198、震災対策編 P186～188、4 避難所の運営及び管理では、県計画を踏まえて、カ 外国人被災者への対応、から、サ 女性や子ども等への安全配慮までの 6 項目を追加しています。

概要にはありませんが、風水害等対策編 P216、震災対策編 P201、「3 遺体の収容、処置」では、防災会議委員の意見を踏まえ、警察署等による検視・検案後の身元確認に修正しています。

概要 P27、風水害等対策編 P232、震災対策編 P220、「3 応急仮設住宅等の確保」では、防災基本計画を踏まえて前文を追加し、「既存住宅ストックの活用等と建設型応急住宅の速やかな設置による、被災者の応急的な住まいを早期に確保し、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。」ことを追加しています。

なお、応急仮設住宅建設については、三重県が策定した平成 25 年度地震被害想定による「過去最大クラスの南海トラフ地震」の伊賀市の最大必要数を参考に、応急仮設住宅建

設候補地を選定しております。

概要 P28、風水害等対策編 P243、震災対策編 P232、「(1) 被災者台帳整備に向けた検討等」に、「被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。」ことを追加しています。

引続き水防計画について、説明させていただきます。

概要にありませんが、水防計画 P3、「第 1 節 水防活動の配備基準」の「3 消防団の配備体制表」中、警戒体制の配備内容では、防災会議委員の意見を踏まえて、「消防団員は団長の命により」に修正しています。また、第 2 節動員計画①の図内では、水防団（消防団）に修正しています。

概要 P29、水防計画 P5、「1 水位の観測及び通報」では、県水防計画を踏まえて、②の「ホ」から「チ」を追加し、「ロ」と「リ」に「警戒レベル相当情報「洪水」」を追加しています。

概要にありませんが、水防計画 P6 「② 洪水予報の種類と発表基準」の表では、防災会議委員の意見を踏まえて、発表基準を修正し詳細な記載に修正しています。また、水防計画 P8 4 水防警報発令の対象とする水位観測所、② 三重県の服部川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）では、県計画を踏まえて、1.90 から 2.00 に修正しています。

以上、風水害対策編並びに同一の修正を行った震災対策編、及び水防計画の説明とさせていただきます。

会長（市長）

説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

～質問、意見なし～

いかがでしょうか。それでは、質疑を打ち切りまして採決をいたしたいと思います。それでは、「伊賀市地域防災計画（風水害対策編）及び伊賀市水防計画の修正について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～全委員一致で賛成～

ご異議もないようでございますので、「伊賀市地域防災計画（風水害対策編）及び伊賀市水防計画の修正について」原案どおり可決することに決定いたします。

続きまして、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」事務局から説明してください。

事務局（職員）

震災対策編については、風水害等対策編で説明した部分を除き、概要に沿って説明させていただきます。

概要 P30、震災対策編 P35、「2 “揺れから命を守るため” の防災対策の推進」では、

「なお、市は、平常時より空き家の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。」ことを追加しています。

同じく、概要 P30 年、震災対策編 P65 の「イ 一般建築物」において、市の国土強靱化地域計画を踏まえて、「空き家の適正管理の啓発、空き家バンクへの登録、空き家の利活用等の促進のほか、大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発を推進すること」を追加しています。

同じく、概要 P30、震災対策編 P68 「エ 道路網の整備促進」では、市の国土強靱化地域計画を踏まえて、「また、市街地等における狭あい道路については、大規模火災時の延焼防止、災害時の確実な避難や応急対策活動ができるよう拡幅整備等道路の安全確保に努める。」ことを追加しています。

同じく、概要 P30、震災対策編 P81 「(1) 災害情報収集・伝達体制の整備」の「イ 伝達手段の整備」「② 緊急地震速報」では、気象台からの意見を踏まえて、「震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、気象庁本庁から緊急地震速報（警報）」が発表されるため、」に修正しています。

概要 P31、震災対策編 P106 第 6 章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の表中、南海トラフ地震臨時情報（調査中）について、県計画を踏まえて、全文を修正したほか、表下部に（注 1）の説明を追加しています。

概要 P31、震災対策編 P148 1 災害救助法の適用手続、「(1) 被害状況等の報告・適用要請を追加し、「市長は、地震災害が災害救助法の「市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。」ことなどを追加し、「2 救助の実施」の全文を修正しています。

概要 P32、震災対策編 P160 「イ」では、県計画を踏まえて、全文を修正しています。

概要 P32、震災対策編 P225 風水害等対策編との整合性から、第 4 節 中小企業・農林漁業復旧対策を追加記載しています。

震災対策編の説明につきましては、以上です。

会長（市長）

説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

辻上委員

計画案に対する修正意見ではありませんが、風水害等対策編については、昨年 8 月の台風をイメージしていくつか意見を出させていただき、反映していただいていたのですが、12 月に意見照会があった時点では気づけていなかったところもありましたが、1 月の能登半島地震を受けて、気づきがたくさんありました。作られた計画を実行に移すとすると市だけでなく関係機関や地域住民の方々が果たす自助、共助の役割が重要で、いかにこの辺りを理解して普段の行動に移せるかが大事だと思っています。その中から 2 つに絞って意見をしたいと思います。ひとつは、避難所の開設や運営という

のは行政ではなく地域の皆さんが行っているケースが多いと思いますが、どこまで中身を理解して開設できるのかということを心配しています。一般の避難所で避難できる方というのは限定的であるのは明らかであり、配慮を要する方々が一般の避難所に行けなくなると福祉避難所に行くということも必要になるとと思いますが、福祉避難所もたくさん開設できる訳ではないと思います。今回の計画も多くの方に共有いただき日頃の実践活動に結びつけていただきたいと思います。

2点目は、外国人についてですが、伊賀市では全体の6.5%を占めています。外国人の方が被災されて避難を要することとなった時に、言葉の壁や習慣の違いによってかなりの混乱が予想されます。すでに外国人10人を対象にした防災リーダーの養成がはじまっていると聞いていますが、外国籍の方が多く住んでいる地域では自主防災組織のメンバーに入っているのかや、消防団はどうなのか、災害時要援護者の中に入っているのかなど色々な観点から確認をし、日頃の実践活動に繋げていただければと思います。

会長（市長）

ありがとうございました。貴重なご指摘をいただきました。震災の時はその地域の人はいずれも被災者となります。助ける方も助けられる方も同じ状況であります。計画が絵に描いた餅ではなく、自ら守ろうとしていくことが大切であるという意見をいただいたと思っております。2つ目は、伊賀市の特性として外国籍の方が多いということですが、49ヶ国の方がおられるという状況です。全ての言語に対応するというのは難しいですが、最低限のことはできるようにしておかなければならないと思います。今年はデフリンピックが開催されますが、障がい者の方もおられますのでどのように対応していくのかということも課題であると考えています。

その他に何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

近森委員

伊賀市議会では、1月に中学生議会を開催いたしました。その中で中学生の皆さんが自分たちで考えた想いを行政に質問、意見、提案をしていただきました。その中で、私たちにできることということで災害が起きた時の避難所運営や防災訓練へ参加して災害時にも活躍できる場がありますと言ってくれました。能登半島の地震でも、中高生が壁新聞を作ったり、心のケアだったりと活躍しています。そういったことを私たちはできますよという提案をしてくれました。そのような事を考えると計画の改訂ということではないのですが、避難所の運営であれば住民自治協議会の中に入るのかなと思いますが、自主防災組織や住民自治協議会の防災計画の中に子ども達が活躍できる場面を入れてもらえるよう考えてもらえればと思います。先ほど外国人の話もありましたが、細かい部分は住民自治協議会にお願いする部分になるのかなと思います。私たちの住んでいる地域では外国人が多いため、言語ごとにグループラインを作ったり伝達方法を工夫してやっている。情報というのはどんどん出てきますので、防災訓練も進化していかなければならないと思っていますのでこれからの検討に入れていただきたいと思います。

<p>会長（市長）</p>	<p>ありがとうございました。大変貴重なご意見をいただきました。事務局から今後どのように活かしていくのかを聞かせて下さい。</p>
<p>危機管理監</p>	<p>危機管理監の伊藤です。よろしくお願いいたします。辻上委員から貴重なご意見をいただきました。能登半島地震を受けて、要配慮者の避難の在り方やいかに避難生活を維持していくかというところは改めて気づかされたところです。非常に大切であり今後考えていかなければならないと思います。また、市民の6.5%が外国人の皆さんであるということですが、いかに一地域の住民の一人として防災に関心を持っていただくか、発災時にどのような行動を取っていくのか、避難所の運営にどのように携わっていただくかが大きな課題だと思いますので検討していきたいと思います。</p> <p>また、近森委員のご意見については、中学生議会での防災訓練への参加等の提案は大変心強く思っております。そういった意味合いからも訓練にいかに参加していただくか、地域にとって有益であることを地域の方一人ひとりにご理解いただくことも大切なことだと認識しておりますので、計画に反映する面もあるかもしれませんが防災対策の中で進めて参りたいと思います。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>いただいたご意見を反映させながら取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>それでは採決をいたしたいと思います。それでは、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>～全委員一致で賛成～</p> <p>ご異議もないようでございますので、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」、原案どおり可決することに決定いたします。</p> <p>続きまして、「伊賀市地域防災計画（資料編）及び伊賀市水防計画（資料編）の修正について」事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（職員）</p>	<p>伊賀市地域防災計画資料編の修正については、本冊から資料編へ移行した部分以外について説明させていただきます。各資料のデータを最新のものにするほか主なものとして、指定緊急避難場所・指定避難所の一覧表を修正しています。</p> <p>伊賀市地域防災計画資料編P161の指定緊急避難場所・指定避難所の一覧表をご覧ください。No.3の伊賀白鳳高等学校、No.10の上野高等学校、P163のNo.80あけぼの学園高等学校の県立高校3校について武道場をそれぞれ追加したほか、P165のNo.114を地域との協議により青山高尾体育館から岳の里会館に変更しています。</p> <p>また、過去の災害歴等を考慮し、風水害のおそれがある場合に早期開設する可能性が高い施設を新たに明記しています。さらに、これまで指定緊急避難場所と指定避難所を明確に区別して記載されていなかったことから、建物を指定緊急避難場所・指定避難所に、運</p>

	<p>動場を指定緊急避難場所に区別して記載しています。</p> <p>続きまして、P206の災害協定一覧表をご覧ください。昨年2月の伊賀市防災会議以降、No.123の株式会社キナン伊賀営業所様と災害時に重機等のレンタル資材の提供に関する協定を、No.124の株式会社ダイナム様と車中泊避難時に店舗駐車場及びトイレ等の施設の利用協力に関する協定を、No.125の近畿福山通運株式会社伊賀上野営業所様と物資の輸送や物資拠点の提供及び運営に関する協定を、No.126の特定非営利法人伊賀FCくノ一様と伊賀市が使用貸借契約を結んでいる旧丸山中学校が指定避難所に指定されていることから、引き続き避難所として使用できるよう避難所利用に関する協定を、No.127の大嘉産業株式会社様と災害の応急復旧時に必要となる土のう等の資材の提供に関する協定をそれぞれ締結しました。</p> <p>伊賀市地域防災計画資料編の修正についての説明は以上です。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>～質問、意見なし～</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>能登半島地震では、仮設住宅がなかなか進捗しないということを耳にしますが、伊賀市ではその辺りの計画はあるのでしょうか。</p>
<p>事務局（次長）</p>	<p>伊賀市におきましては、平成26年に三重県が策定した地震被害想定の中の過去最大クラスの南海トラフ地震における伊賀市の最大必要数を参考にしまして応急仮設住宅の候補地は選定しております。あくまで候補地ですので公表はされていません。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>様々な面から備えておくことは大切なことであると思いますので引き続きお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、採決をいたしたいと思います。</p> <p>それでは、「伊賀市地域防災計画（資料編）及び伊賀市水防計画（資料編）の修正について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>～全委員一致で賛成～</p> <p>ご異議もないようでございますので、</p> <p>「伊賀市地域防災計画（資料編）の修正について」、原案どおり可決することに決定いたします。</p> <p>なお、これまでご審議いただいた修正案については、災害対策基本法第42条第5項の規定により、今後、県知事に報告することとなりますので申し添えます。</p>

	<p>これで、協議事項はすべて終了いたしました。 議事進行にご協力賜りまして、誠にありがとうございました。 それでは、これより進行を司会に戻します。</p>
事務局（次長）	<p>4. その他 ご審議ありがとうございました。 4 その他 委員の皆様から何かございませんか。</p>
井川委員	<p>旧丸山中学校の件ですが、体育館は現在も使用しているが教室は使用していないと思います。震災時には、教室の利用も考えていただいていますか。たまに風を通すなど管理をすれば何かあった時に使用できるのではないかと思います。</p>
事務局（次長）	<p>ご質問ありがとうございます。資料編のP162にも記載がございますが、体育館と校舎を使用することとして考えております。能登半島地震でも学校の教室を使用しているということもありますので、普段使用していない施設の管理については課題であると思っておりますが、校舎を使用する予定はしております。</p> <p>その他にご質問ございませんか。 誤字などの軽微な修正については、会長に一任いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、伊賀市防災会議を終了させていただきます。 長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>終了</p>